

有限会社九星企画 事故/労働(通勤)災害/自然災害・事件(テロ含む)等発生時 緊急連絡体制

作成日：2026年2月1日
作成者：西山昌弘

事故/労働(通勤)災害/
自然災害・事件(テロ含む)等
発生時の措置の手順

I. 連絡・対応

1. 事故等の状況確認

- 負傷者の有無を確認する
- 事故等の損害の程度を確認する
- 不審な荷物等については不用意に手を触れない

2. 負傷者の救護

- 負傷者の救護、保護、応急処置を行う
- 119番通報にて救急車の手配を行う

3. 事故再発防止

- 車両を安全な場所に移動する

4. 警察・運行管理者に連絡

- 110番に通報する
- 運行管理者に緊急連絡のうえ指示を受ける

II. 報告内容

- 発生日時、場所、当該車両
- 事故状況、原因
- 損害・傷害の程度 破損物写真撮影
- 相手方の情報 過失の有無にかかわらず
免許証、住所、氏名、電話番号、勤務先
車両番号、車名、保険会社、病院等
- 目撃者の有無
目撃者の住所、氏名、連絡先

III. 注意事項

- 第一に負傷者の救護を優先する
 - 自分の判断で示談交渉しない
賠償等の要求をされたら、必ず運行管理者に報告をする
 - 事故は必ず報告する
どんなに小さな事故も必ず報告すること
- ※ 会社に報告されていない事故が後日に発覚した場合、社内規定に基づき懲戒処分の対象となります

